

四国中央市国土強靭化地域計画

～笑顔あふれる安心のまち四国中央市を目指して～

令和2年8月

四 国 中 央 市

目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	
1 策定の目的	2
2 計画の位置付けと計画期間	3
第2章 地域計画策定の基本的な考え方	
1 基本理念	5
2 基本目標	5
3 強靭化推進の基本的な方針	5
第3章 脆弱性の評価	
1 四国中央市の特性	6
2 対象とする自然災害（リスク）	7
3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」	8
4 脆弱性評価を行う施策分野	11
5 リスクシナリオごとの脆弱性評価	23
第4章 強靭化に向けての推進方針	
1 推進方針の概要	36
2 リスクシナリオごとの推進方針	42
第5章 施策の重点化	
	68
第6章 計画の推進	
	71
○用語解説	72

はじめに

近年、全国各地で地震災害や集中豪雨による浸水災害、台風による土砂災害など、様々な大規模災害が発生しており、さらに、今後 30 年以内に 70~80% の確率で南海トラフ巨大地震の発生も予想されています。

このような中、国においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、平成 26 年 6 月には、国土強靱化基本法第 10 条の規定に基づき「国土強靱化基本計画」を策定される等、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進されることが定められ、愛媛県においても平成 28 年 3 月に「愛媛県地域強靱化計画」が策定されました。

本市においても近い将来発生が予測されている南海トラフ地震により、甚大な被害を受けることが想定されており、これらの大規模災害から市民の生命と財産を守るのみならず、地域の経済成長に寄与するためにも、行政、民間事業者、地域住民等関係者が総力をあげて、国土強靱化に積極的に取り組むことが不可欠であることから、「四国中央市国土強靱化地域計画」を策定しました。

本計画は、いかなる災害が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、事前防災・減災及び迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するものであり、強靱なまちづくりを推進していきます。



第1章 計画の概要

1 策定の目的

わが国では、東日本大震災などの過去の災害等に対し、さまざまな策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた。これを避けるため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。また、平成26年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、政府が一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めているところである。

このような中、本市においても、想定される大規模自然災害時に、市民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超えて、災害に強い強靱なまちづくりを推進することを目的として「四国中央市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

◆国土強靱化とは

- 大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

◆3つのメリット

①被害の縮小

- ・大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくできる。

②施策（事業）のスムーズな進捗

- ・国土強靱化に係る各種施策事業がより効果的かつスムーズに進捗できる。

③地域の持続的な成長

- ・強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、地域の活性化と地域産業の興隆に寄与する。

2 計画の位置付けと計画期間

本計画は、国土強靭化基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」として、愛媛県の基本計画と調和を図りながら策定するもので、アンブレラ計画として、本市における地域の強靭化に関し、他の計画の指針として位置付ける。

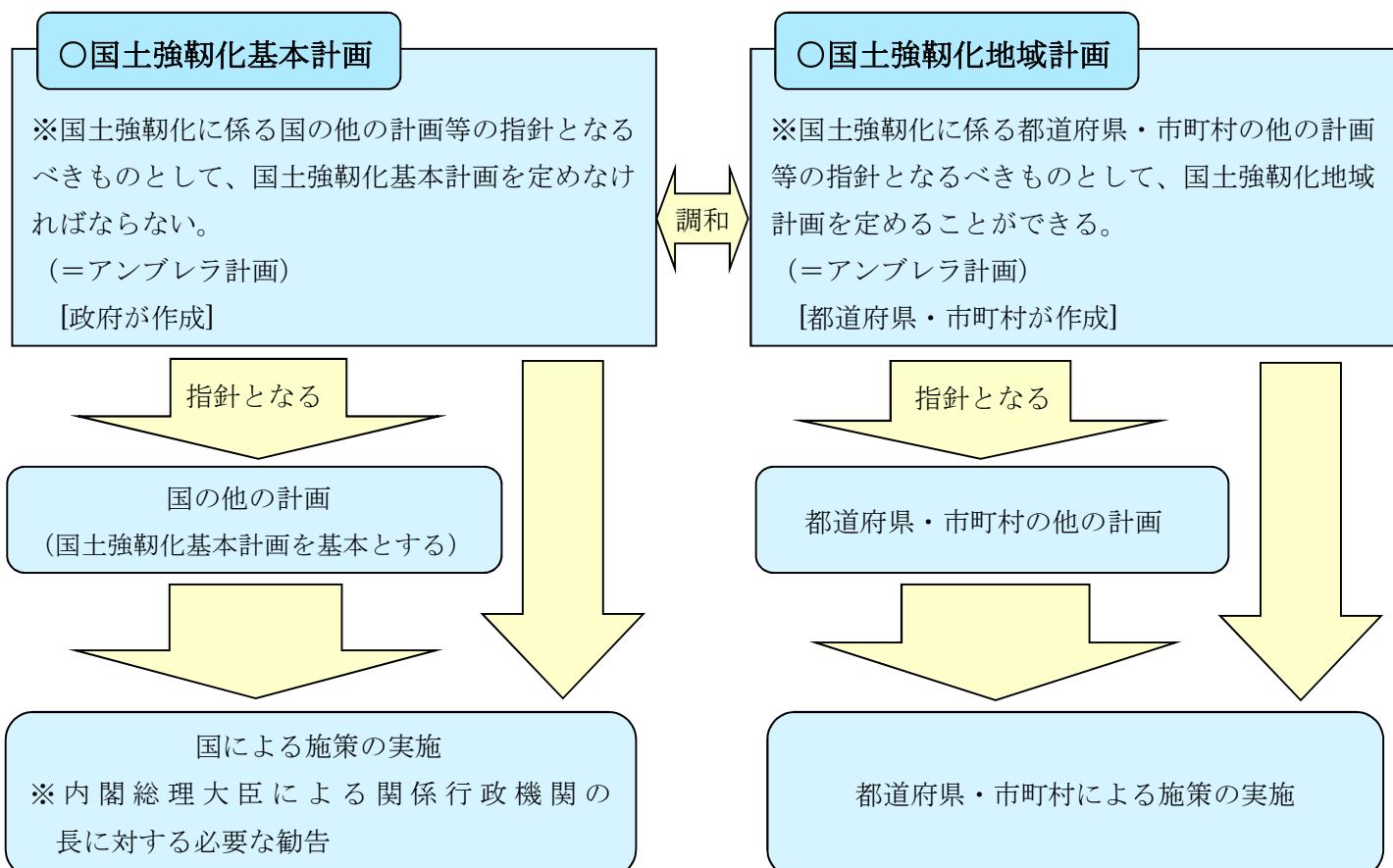
また、本計画の期間は、令和6年度までとするほか、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを実施する。

<参考> 国土強靭化基本法（抜粋）

（国土強靭化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

●国土強靭化に関する計画の体系



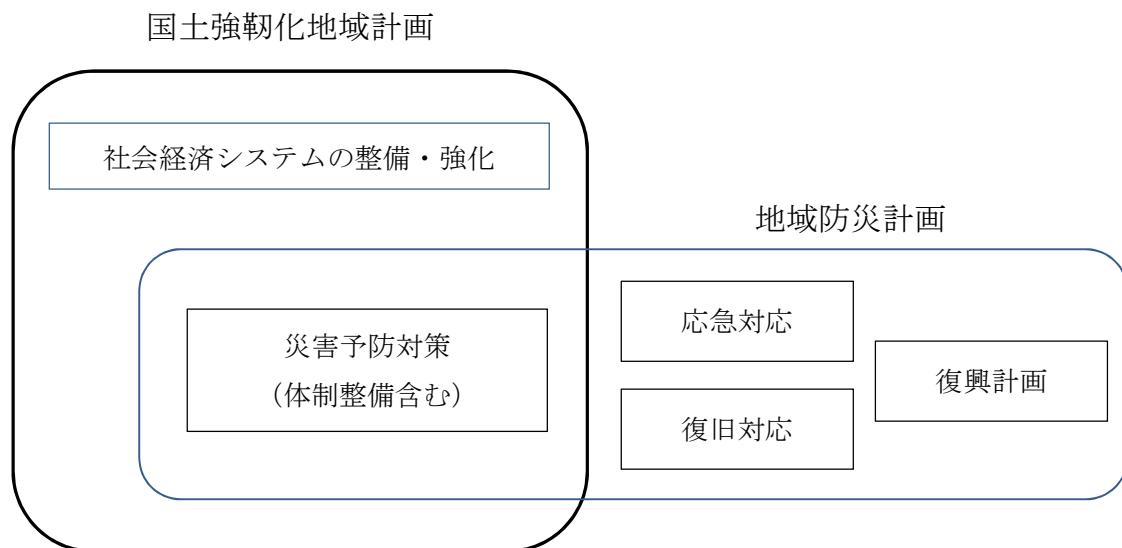
国土強靭化地域計画と地域防災計画の比較

国土強靭化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的な施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。国土強靭化地域計画と地域防災計画との比較及び関係を以下に示す。

■ 国土強靭化地域計画と地域防災計画の比較

項目	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討の前提	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	災害ごとの被害想定
計画内容	事前に取り組む施策	事前の取り組み、事後の対応
対策の優先度	重点化の明確化	一般的に明記なし

■ 国土強靭化地域計画と地域防災計画の計画内容



第2章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

防災・減災と地域の発展を両立させる国土強靱化を踏まえ、「笑顔あふれる安心のまち四国中央市」の実現に向け、行政・市民・事業者が一体となって、強く、しなやかで活力あるまちづくりを目指す。

2 基本目標

基本理念を踏まえ、いかなる災害が発生しようとも、最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会・地域経済を構築するために、次の4項目を基本目標として、国土強靱化に関する施策を推進する。

- [1] 人命の保護が最大限に図られること
- [2] 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- [3] 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- [4] 迅速な復旧復興に資すること

3 強靱化推進の基本的な方針

国土強靱化の理念や基本計画の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進する。

- ① 気候変動等による気象の変化や社会资本の老朽化等を踏まえ、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ③ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ④ 様々な分野の計画等の指針としての性格を有する「アンブレラ計画」として他の計画と調和を図りながら、総合的に取り組みを進めていく。

第3章 脆弱性の評価

1 四国中央市の特性

(1) 位置と地勢

本市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、更に南は四国山地を境に高知県に接しており、四国で唯一4県が接する地域となる。

県都松山市と高松市へは約80km、高知市までは約60km、徳島市までは約100km、大阪市へ約300km、東京都まで約800kmの距離にある。

地形は、東西に約25kmの海岸線が広がり、その海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成している。その海岸線西部には、美しい自然海岸が広がりその南には広大な農地が広がっている。

さらに、南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁し、この豊かな自然により水という恵を与えられ、産業や生活が支えられている。

また、本市は高速道路網の整備により、三島川之江、土居、新宮の3つのインターチェンジと川之江ジャンクションを持ち、四国の「エックスハイウェイ」の結節点となっている。

(2) 気候

燧灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖寡雨で、年間平均降水量は約1,500mm、平均年間気温は16.0°Cと冬季においても積雪をみることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれている。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすことがある。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部では、年間平均降水量は約1,700mm、年間平均気温は13.3°Cと瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっている。冬季には積雪や結氷（気温が0°C以下に低下する時に起こる水の凝固現象）もみられる。

(3) 面積

本市は、東西約30km、南北約20km、面積は約421km²となっている。

土地の利用状況は、林野面積が 326.54 km²、(77.7%) を占め、宅地が 39.28 km² (9.4%)、経営耕地面積が 16.71 km² (4.0%)、その他が 38.38 km² (8.9%) となっている。

(4) 人口

本市の人口は、平成 27(2015) 年国勢調査時には 87,413 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 27(2045) 年には 63,898 人まで減少すると試算されており、総人口に占める生産年齢人口は約 37% 減少し 31,500 人、年少人口は約 41% 減少し 6,362 人とされている。これに対し、老人人口は 26,036 人となり、高齢化率は 2015 年の約 3 割から約 4 割に上昇するとされている。

2 対象とする自然災害（リスク）

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の 2 つの災害を対象とする。

(1) 南海トラフ地震

南海トラフ沿いでは、約 100～150 年の間隔で蓄積されたひずみを開放する大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）から約 70 年が経過している。国の調査機関によると、今後 30 年以内に M8～9 クラスの地震が発生する確率は 70～80% となっており、地震発生の危険性は年々高まってきている。

また、平成 25 年に愛媛県が公表した地震被害想定調査によれば、想定される最大クラスの地震が発生した場合、強い地震の揺れや大規模津波により、最悪のケースで死者は約 1,000 人、全壊・焼失建物は約 2 万 6 千棟にも上り、甚大な被害を及ぼすとされている。

(2) 風水害（土砂災害も含む）

近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。

本市においても、台風や集中豪雨による災害は毎年発生しており、平成 16 年には来襲した一連の台風による土砂災害や洪水により、5 名の尊い人命が奪われるなど、甚大な被害が発生している。

3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

本計画では、国的基本計画における目標との調和及び愛媛県と連携を図りながら、4つの基本目標を達成するため、大規模な自然災害に対して8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1 直接死を最大限防ぐ		1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-2	広域にわたる大規模津波等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生により、多数の死傷者が発生する事態
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が長期間にわたり停止する事態
		2-2	山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態
		2-3	警察、消防等の被災により、救助・救急活動が遅れる事態
		2-4	大量かつ長期間にわたり帰宅困難者が発生する事態
		2-5	医療・保健・福祉関係者の人員不足や支援ルート・エネルギー供給の途絶により、医療・保健・福祉機能が麻痺する事態
		2-6	被災地における疾病・感染症等が大規模に発生する事態
		2-7	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1		市職員不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1		防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺し、通信機能が停止する事態

		4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により、災害情報が伝達不能となる事態
		4-3	災害時に活用する情報サービス機能が停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態
		5-2	金融サービス等の機能停止により、市民生活・商取引に甚大な影響が及ぶ事態
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等が大幅に低下する事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-2	汚水処理施設等の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-3	基幹的な交通ネットワーク（陸・海）の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-4	防災インフラの機能が長期間にわたり停止する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害が発生する事態
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出により、多数の死傷者が発生する事態
		7-3	有害物質が拡散・流出する事態
		7-4	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により、復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、有形・無形文化が衰退する事態

	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等により、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態

4 脆弱性評価を行う施策分野

本計画は、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と3つの「横断的施策分野」を設定し、評価を行った。

個別施策分野 (8項目)	横断的施策分野 (3項目)
① 行政機能、消防等、防災教育等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市、国土保全、土地利用	② 老朽化対策
③ 保健医療、福祉	③ 地域づくり
④ 産業、金融、エネルギー	
⑤ ライフライン	
⑥ 交通・物流	
⑦ 農林水産	
⑧ 環境	

(1) 個別施策分野

1 行政機能、消防等、防災教育等
○ 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。
○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、本市においては、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より県と連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する必要がある。
○ 台風等風水害による被害が予想される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する必要がある。
○ 土砂災害警戒区域に立地し老朽化が著しい「太陽の家」の施設更新と防災的機能の充実を図る必要がある。
○ 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配達できるよう防災倉庫や消防防災センターにて適切に管理する必要がある。

- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより、災害対応能力を向上させる必要がある。
- 大規模災害時に、救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する必要がある。
- 学校等においては、子どもの安否情報を逐次的確に提供できるよう、公衆無線LAN環境等の整備を推進する必要がある。
- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行うとともに、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。
- 本市職員（消防等を含む）が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画を進める必要がある。
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる警察、消防等と平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の機能強化や広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を着実に進める必要がある。
- 大規模災害に備え、公共施設等総合管理計画に基づき、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。
- 大規模災害時に市の災害対応の拠点となる庁舎や消防施設等において、非常用電源や通信機器などのライフラインの確保対策を進めるとともに、災害対応に必要な資機材等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。
- 大規模災害に備え締結している他市町との相互応援協定に基づき、他市と連携した防災訓練等を実施し、内容の見直しや詳細なマニュアルを作成するなど、協定の実効性の向上を図る必要がある。
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町等の関係機関等と迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用するとともに、市基幹システムのクラウド化やAI・RPA等新技術の導入による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。また、ケーブルテレビ等のケーブル網の光ファイバー化を実施し、データ通信の強度化を図る必要がある。

- ケーブルテレビネットワーク通信網等の光化を促進することにより、ケーブルテレビネットワーク等を通じて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図る必要がある。
- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生するおそれがある場合、適切に市民に対し、避難指示（緊急）等が発令できるよう、本市「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定めている発令基準の見直しを行うとともに、発令手順等を取りまとめたマニュアルの作成や確実に市民に伝達できる手段の確保に努める必要がある。

2 住宅・都市、国土保全、土地利用

- 本市における住宅・建物等の耐震化率は、住宅 77.4% (H25)、特定建築物 74.1% (H28) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、市営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震化対策も併せて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の安全確保を推進する必要がある。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し空き家の除去等を促進する必要がある。
- 大規模地震発生時に、崩壊等のおそれがある大規模盛土造成地を抽出・公表するとともに、マップ等の作成により市民へ情報共有を図る必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設については、発生頻度の高い津波を対象として、耐震化や嵩上げ、液状化対策等を計画的に進めるとともに、背後地の被害軽減方策を検討する必要がある。
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震による津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。
- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と操作員の安全確保を図るため、護岸開口部の

閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模風水害等に備えるため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備や既存排水施設の適切な維持管理・改築更新を推進する必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、消防防災ヘリコプターの装備等の充実を図るとともに、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保、ヘリサインの整備を推進する必要がある。また、幹線市道の法面やトンネルの耐震化など陸路の整備を推進する必要がある。
- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する必要がある。
- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携した情報収集に努め、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。
- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4メートルに満たない狭い道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要がある。
- 河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害等の複合災害による被害を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋め立て地の整備を県と連携し、計画的に進める必要がある。
- 大規模地震や集中豪雨により、深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供できる体制を整備する必要がある。
- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要

がある。

- 博物館（歴史、芸術、民族、産業、自然科学等）における展示方法や収蔵方法など点検し、展示物や収蔵物の被害を最小限にとどめる対策が必要である。
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承と人材の育成が必要である。
- 大規模災害時における被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ保存団体等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練を実施し、災害対応能力の向上と全市的な防災体制の強化を図る必要がある。
- 過疎地域においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。
- 災害により住宅等をなくした方に速やかに住居が提供できるよう応急仮設住宅の建設や民間借り上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。
- 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。
- 被災した宅地や住宅の危険度判定を円滑に進めるため、県と連携して事前に準備を進める必要がある。
- 仮設住宅等において良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備を進めるとともに、仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れや飼育についても検討する必要がある。
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考え取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める必要がある。

3 保健医療、福祉

- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置などを進める必要がある。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターへリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。
- 県と連携して災害医療コーディネーターを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る必要がある。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。
- 医療品・医療資機材の供給・調達については、平時から関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。

- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMA T（災害派遣医療チーム）・D P T A（災害派遣精神医療チーム）の受け入れを円滑に行うため、E M I S（広域災害救急医療情報システム）やD M H I S S（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時における疾病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要がある。
- 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に進める必要がある。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。
- 避難所（福祉避難所を含む）の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して、情報提供を行う必要がある。
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動等を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、本市の「避難所運営マニュアル」を参考に、学校や公民館等の管理者、自主防災組織等と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る必要がある。

4 産業、金融、エネルギー

- 燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換などを行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 太陽光発電や夜間電力等を利用し、家庭で使用する電気を繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時必要に応じて活用することができる定置式蓄電池システムの設置を推進する必要がある。
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（B C P）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、S S過疎地問題の解決に向けた対策を推進する必要がある。
- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、建物の耐震化やシステムのバックア

ツプ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画（B C P）の策定等の災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。

5 ライフライン

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める必要がある。
- 大規模災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、情報・通信事業者や関係団体との連携を図るとともに、衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対し的確な情報提供ができるよう、防災有線告知システムなど情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）やJアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市防災・広報メール等本市S N S等の普及を促進する必要がある。
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線L A N環境の整備を促進する必要がある。
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、県や報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。
- 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設設備の耐震化・老朽化等防災対策を進める必要がある。
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。

6 交通・物流

- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者巻き込んだ業務継続計画（B C P）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める必要がある。
- 家庭における備蓄や本市の備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や災

害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。

- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。
- 帰宅するために必用な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時の医療機関等へのルートを確保するための整備、耐震化を推進する必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ交通情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動ができるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取り組みを推進する必要がある。
- 大規模災害時に、緊急輸送路となる国道11号川之江三島バイパスの早期整備を図る必要がある。
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替えルートを確保するための検討や各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救急道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路に接続する街路事業（市道塩谷小山線）、住宅密集地の市街地及び公園の整備を促進する必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- 災害により不通となった道路を災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために、県が策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき訓練を行うとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないよう、沿道建築物の所有者等に

対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。

- 大規模災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者が必要に応じて取締機関と連携し、対策を進める必要がある。
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。
- インフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材確保・育成を図る必要がある。

7 農林水産

- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（B C P）の策定を推進する必要がある。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したハザードマップを作成する必要がある。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震化等の防災対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壤侵食防止等）を確保する必要がある。
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 関係団体が連携して、耕作放棄地の発生防止や解消に向けた取り組みをする必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。

ある。

- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の適切な保全管理や水循環制御機能を維持するとともに、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。

8 環境

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（B C P）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・監理を行なうとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の老朽化対策を順次行うとともに、大雨時の内水排除や応急対策に必要な防災体制の整備を促進する必要がある。
- 凈化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換と適正な維持管理を促進する必要がある。
- し尿収集業者と連携し、大規模災害においても、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制を整備する必要がある。
- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。
- 災害時における有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための施設・資機材の整備や訓練、研修を行う必要がある。
- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「四国中央市災害廃棄物処理計画」を定期的に見直し、災害廃棄物の処理体制を保持するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。
- 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る必要がある。
- 大規模災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

(2) 横断的施策分野

1 リスクコミュニケーション

- 津波からの避難を確実に行うため、津波浸水想定の周知や津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定などの対策を進める必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施するなど、地域の防災力を高める必要がある。
- 大規模土砂災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関係情報を正確に理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、土砂災害ハザードマップを作成するとともに、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取り組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。
- 大規模災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。
- 社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及及び加入を促進する必要がある。

2 老朽化対策

- 老朽化が進む本市施設の長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。
- 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。

3 地域づくり

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、豊富な知識や判断力を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。
- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業者が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題の解決に取り組むため、市民活動団体等との間で地域協働ネットワークを構築し、災害時にも応用可能な、平時から顔の見える関係づくりを推進する必要がある。
- 過疎地域においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。

5 リスクシナリオごとの脆弱性評価

1 直接死を最大限防ぐ

1－1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等により、多数の死傷者が発生する事態

- ① 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。
- ② 本市における住宅・建物等の耐震化率は、住宅 77.4% (H25)、特定建築物 74.1% (H28) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。
- ③ 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、市営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。
- ④ 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震化対策も併せて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
- ⑤ 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の安全確保を推進する必要がある。
- ⑥ 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し空き家の除去等を促進する必要がある。
- ⑦ 大規模地震発生時に、崩壊等のおそれがある大規模盛土造成地を抽出・公表するとともに、マップ等の作成により市民へ情報共有を図る必要がある。
- ⑧ 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、豊富な知識や判断力を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。

1－2 広域にわたる大規模津波等により、多数の死傷者が発生する事態

- ① 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まると評価された場合、本市においては、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より県と連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する必要がある。
- ② 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設については、発生頻度の高い津波を対象として、耐震化や嵩上げ、液状化対策等を計画的に進めるとともに、背後地の被害軽減方策を検討する必要がある。
- ③ 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による

浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。

- ④ 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と操作員の安全確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。
- ⑤ 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者巻き込んだ業務継続計画（B C P）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める必要がある。
- ⑥ 津波からの避難を確実に行うため、津波浸水想定の周知や津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定などの対策を進める必要がある。

1－3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生により、多数の死傷者が発生する事態

- ① 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模風水害等に備えるため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。
- ② 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- ③ 台風等風水害による被害が予想される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する必要がある。
- ④ 土砂災害警戒区域に立地し老朽化が著しい「太陽の家」の施設更新と防災的機能の充実を図る必要がある。
- ⑤ 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- ⑥ 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備や既存排水施設の適切な維持管理・改築更新を推進する必要がある。
- ⑦ 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施するなど、地域の防災力を高める必要がある。
- ⑧ 大規模土砂災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関係情報を正確に理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、土砂災害ハザードマップを作成するとともに、地域に

おける災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が長期間にわたり停止する事態

- ① 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配達できるよう防災倉庫や消防防災センターにて適切に管理する必要がある。
- ② 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置などを進める必要がある。
- ③ 家庭における備蓄や本市の備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。
- ④ 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。
- ⑤ 燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換などを行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。
- ⑥ エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- ⑦ 太陽光発電や夜間電力等を利用し、家庭で使用する電気を繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時必要に応じて活用することができる定置式蓄電池システムの設置を推進する必要がある。
- ⑧ 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。

2-2 山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態

- ① 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、消防防災ヘリコプターの装備等の充実を図るとともに、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保、ヘリサインの整備を推進する必要がある。また、幹線市道の法面やトンネルの耐震化など陸路の整備を推進する必要がある。
- ② 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。
- ③ 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、

長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める必要がある。

- ④ 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取り組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。

2－3 警察、消防等の被災により、救助・救急活動が遅れる事態

- ① 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより、災害対応能力を向上させる必要がある。
- ② 大規模災害時に、救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する必要がある。
- ③ 大規模災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。

2－4 大量かつ長期間にわたり帰宅困難者が発生する事態

- ① 学校等においては、子どもの安否情報を逐次的確に提供できるよう、公衆無線LAN環境等の整備を推進する必要がある。
- ② 避難場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。
- ③ 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する必要がある。
- ④ 帰宅するために必用な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- ⑤ 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携した情報収集に努め、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。

2－5 医療・保健・福祉関係者の人員不足や支援ルート・エネルギー供給の途絶により、医療・保健・福祉機能が麻痺する事態

- ① 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。
- ② 県と連携して災害医療コーディネーターを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る必要がある。
- ③ 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。

- ④ 医療品・医療資機材の供給・調達については、平時から関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- ⑤ 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やD M A T（災害派遣医療チーム）・D P T A（災害派遣精神医療チーム）の受け入れを円滑に行うため、E M I S（広域災害救急医療情報システム）やD M H I S S（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。
- ⑥ 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置などを進める必要がある。
- ⑦ 大規模災害時の医療機関等へのルートを確保するための整備、耐震化を推進する必要がある。

2－6 被災地における疾病・感染症等が大規模に発生する事態

- ① 大規模災害時における疾病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要がある。
- ② 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等の災害予防との的確な維持管理、生活排水対策を着実に進める必要がある。
- ③ 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。

2－7 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態

- ① 避難所（福祉避難所を含む）の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。
- ② 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。
- ③ 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して、情報提供を行う必要がある。
- ④ 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動等を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
- ⑤ 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、本市の「避難所運営マニュアル」を参考に、学校や公民館等の管理者、自主防災組織等と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態

- ① 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、本市業務継続計画（B C P）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行うとともに、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。
- ② 本市職員（消防等を含む）が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画を進める必要がある。
- ③ 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる警察、消防等と平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- ④ 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- ⑤ 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の機能強化や広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を着実に進める必要がある。
- ⑥ 大規模災害に備え、公共施設等総合管理計画に基づき、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。
- ⑦ 大規模災害時に市の災害対応の拠点となる庁舎や消防施設等において、非常用電源や通信機器などのライフラインの確保対策を進めるとともに、災害対応に必要な資機材等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。
- ⑧ 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。
- ⑨ 大規模災害に備え締結している他市町との相互応援協定に基づき、他市と連携した防災訓練等を実施し、内容の見直しや詳細なマニュアルを作成するなど、協定の実効性の向上を図る必要がある。
- ⑩ 老朽化が進む本市施設の長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺し、通信機能が停止する事態

- ① 大規模災害時に、国や県、県内他市町等の関係機関等と迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用するとともに、市基幹システムのクラウド化やA I・R P A等新技術の導入による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。また、ケーブルテレビ等のケーブル網の光ファイバー化を実施し、データ通信の強度化を図る必要がある。

- ② ケーブルテレビネットワーク通信網等の光化を促進することにより、ケーブルテレビネットワーク等を通じて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図る必要がある。
- ③ 大規模災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、情報・通信事業者や関係団体との連携を図るとともに、衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。

4－2 テレビ・ラジオ放送の中止等により、災害情報が伝達不能となる事態

- ① テレビ・ラジオ放送が中止した際にも、市民に対し的確な情報提供ができるよう、防災有線告知システムなど情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）やJアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市防災・広報メール等本市ＳＮＳ等の普及を促進する必要がある。

4－3 災害時に活用する情報サービス機能が停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ① 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線ＬＡＮ環境の整備を促進する必要がある。
- ② 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。
- ③ システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、県や報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。
- ④ 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生するおそれがある場合、適切に市民に対し、避難指示（緊急）等が発令できるよう、本市「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定めている発令基準の見直しを行うとともに、発令手順等を取りまとめたマニュアルの作成や確実に市民に伝達できる手段の確保に努める必要がある。
- ⑤ 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5－1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態

- ① 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。

- ② 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。
- ③ 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、S S 過疎地問題の解決に向けた対策を推進する必要がある。

5－2 金融サービス等の機能停止により、市民生活・商取引に甚大な影響が及ぶ事態

- ① 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画（B C P）の策定等の災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。

5－3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等が大幅に低下する事態

- ① 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。
- ② 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（B C P）の策定を推進する。
- ③ 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動ができるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取り組みを推進する必要がある。
- ④ 大規模災害時に、緊急輸送路となる国道 11 号川之江三島バイパスの早期整備を図る必要がある。
- ⑤ 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震による津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の機能が長期間にわたり停止する事態

- ① 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要がある。
- ② 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設設備の耐震化・老朽化等防災対策を進める必要がある。
- ③ 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。

6－2 汚水処理施設等の機能が長期間にわたり停止する事態

- ① 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（B C P）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。
- ② 大規模災害に備えて、下水道施設等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・監理を行なうとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。
- ③ 大規模災害に備えて、下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の老朽化対策を順次行なうとともに、大雨時の内水排除や応急対策に必要な防災体制の整備を促進する必要がある。
- ④ 净化槽については、老朽化した単独净化槽から災害に強い合併净化槽への転換と適正な維持管理を促進する必要がある。
- ⑤ し尿収集業者と連携し、大規模災害においても、し尿や净化槽汚泥の適正な処理体制を整備する必要がある。

6－3 基幹的な交通ネットワーク（陸・海）の機能が長期間にわたり停止する事態

- ① 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。
- ② 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救急道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する必要がある。
- ③ 緊急輸送道路に接続する街路事業（市道塩谷小山線）、住宅密集地の市街地及び公園の整備を促進する必要がある。
- ④ 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- ⑤ 災害により不通となった道路を災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために、県が策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき訓練を行うとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。
- ⑥ 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。
- ⑦ 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。

- ⑧ 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。

6－4 防災インフラの機能が長期間にわたり停止する事態

- ① 大規模災害時に、国や県、県内市町等の関係機関等と迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用するとともに、市基幹システムのクラウド化やA I・R P A等新技術の導入による情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。また、ケーブルテレビ等のケーブル網の光ファイバー化を実施し、データ通信の強度化を図る必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7－1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害が発生する事態

- ① 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。
- ② 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4メートルに満たない狭い道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要がある。
- ③ 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないよう、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。
- ④ 大規模災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者が必要に応じて取締機関と連携し、対策を進める必要がある。

7－2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出により、多数の死傷者が発生する事態

- ① 河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害等の複合災害による被害を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋め立て地の整備を県と連携し、計画的に進める必要がある。
- ② 大規模地震や集中豪雨により、深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供できる体制を整備する必要がある。
- ③ ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したハザードマップを作成する必要がある。

- ④ 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震化等の防災対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。

7－3 有害物質が拡散・流出する事態

- ① 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。
- ② 災害時における有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための施設・資機材の整備や訓練、研修を行う必要がある。

7－4 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

- ① 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壤侵食防止等）を確保する必要がある。
- ② 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- ③ 関係団体が連携して、耕作放棄地の発生防止や解消に向けた取り組みをする必要がある。
- ④ 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。
- ⑤ 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
- ⑥ 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。
- ⑦ 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8－1 災害廃棄物処理の停滞等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「四国中央市災害廃棄物処理計画」を定期的に見直し、災害廃棄物の処理体制を保持するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。
- ② 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る必要がある。
- ③ 大規模災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における

る廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。

- ④ 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

8－2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により、復興できなくなる事態

- ① 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。
- ② インフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材確保・育成を図る必要がある。
- ③ 医療・保健活動及び復旧復興に不可欠な労働力の確保のため、労働者の子どもを預かる保育所機能の早期再開の計画と体制づくり整備を図る必要がある。
- ④ 社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- ⑤ 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の適切な保全管理や水循環制御機能を維持するとともに、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。
- ⑥ 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業者が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題の解決に取り組むため、市民活動団体等との間で地域協働ネットワークを構築し、災害時にも応用可能な、平時から顔の見える関係づくりを推進する必要がある。
- ⑦ 過疎地域においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。

8－3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、有形・無形文化が衰退する事態

- ① 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。
- ② 博物館（歴史、芸術、民族、産業、自然科学等）における展示方法や収蔵方法など点検し、展示物や収蔵物の被害を最小限にとどめる対策が必要である。
- ③ 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承と人材の育成が必要である。
- ④ 大規模災害時における被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者

をはじめ保存団体等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練を実施し、災害対応能力の向上と全市的な防災体制の強化を図る必要がある。

- ⑤ 過疎地域においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。

8－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ① 災害により住宅等をなくした方に速やかに住居が提供できるよう応急仮設住宅の建設や民間借り上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。
- ② 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。
- ③ 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。
- ④ 被災した宅地や住宅の危険度判定を円滑に進めるため、県と連携して事前に準備を進める必要がある。
- ⑤ 仮設住宅等において良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備を進めるとともに、仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れや飼育についても検討する必要がある。
- ⑥ 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考え取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める必要がある。
- ⑦ 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備や既存排水施設の適切な維持管理・改築更新を推進する必要がある。
- ⑧ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及及び加入を促進する必要がある。

8－5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等により、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態

- ① 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。

第4章 強靭化に向けての推進方針

1 推進方針の概要

前章の脆弱性の分析・評価結果をもとに、本市の地域強靭化を行うために必要な推進方針を「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、次の30項目に整理した。

[推進方針の項目の一覧]

○ 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等により、多数の死傷者が発生する事態

- (1) 火災対策
- (2) 住宅・建築物等の耐震化等
- (3) 電柱・ブロック塀等に対する対策
- (4) 空き家対策
- (5) 大規模盛土造成地に対する対策
- (6) 災害対応能力の向上

1-2 広域にわたる大規模津波等により、多数の死傷者が発生する事態

- (1) 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進
- (2) 海岸保全施設等の整備・耐震化等
- (3) ゼロメートル地帯の安全確保
- (4) 水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策
- (5) 津波避難路の確保、津波避難計画の策定、早期避難の徹底

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生により、多数の死傷者が発生する事態

- (1) 河川堤防やダム等の治水施設の整備
- (2) 土砂災害防止施設の整備
- (3) 農林業保全施設等の整備
- (4) ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練の実施

○ 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が長期間にわたり停止する事態

- (1) 非常用備蓄の促進
- (2) 支援物資の受入体制等の整備
- (3) エネルギー供給源の多様化の促進
- (4) 水道設備の耐震化等

2-2 山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態

- (1) 道路や空路等における防災対策の強化
- (2) 孤立集落対策の充実

2-3 警察、消防等の被災により、救助・救急活動が遅れる事態

- (1) 救助・救急機関等との連携の強化
- (2) 消防施設の資機材等の充実

2-4 大量かつ長期間にわたり帰宅困難者が発生する事態

- (1) 帰宅困難者等への対策
- (2) 観光客の帰宅困難対策

2-5 医療・保健・福祉関係者の人員不足や支援ルート・エネルギー供給の途絶により、医療・保健・福祉機能が麻痺する事態

- (1) 災害拠点病院の整備やドクターヘリ等の効率的な運用
- (2) 災害医療体制の充実強化
- (3) エネルギー供給の長期途絶対策
- (4) 医療機関等へのルートの確保

2-6 被災地における疾病・感染症等が大規模に発生する事態

- (1) 疾病・感染症対策、遺体対策等の体制整備

2-7 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態

- (1) 避難所（福祉避難所を含む）の指定促進、運営体制の支援
- (2) 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
- (3) 「避難所運営マニュアル」の整備

○ 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態

- (1) 業務継続計画（B C P）の作成・推進
- (2) 災害対策本部の機能強化
- (3) 施設の耐震化・ライフラインの確保等
- (4) 災害対応マニュアルの整備

○ 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺し、通信機能が停止する事態

- (1) 災害情報システムの整備・強化
- (2) 通信事業者との連携強化

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により、災害情報が伝達不能となる事態

- (1) テレビ・ラジオ放送の中止等対策

4-3 災害時に活用する情報サービス機能が停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- (1) 災害関連情報の伝達手段の多様化
- (2) 災害情報伝達訓練の実施
- (3) 適切な避難行動等の呼びかけ等

○ 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態

- (1) サプライチェーンの寸断対策
- (2) エネルギー供給体制の確保

5-2 金融サービス等の機能停止により、市民生活・商取引に甚大な影響が及ぶ事態

- (1) 金融機関への防災対策の働きかけ

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等が大幅に低下する事態

- (1) 食料等の供給体制の確保
- (2) 物流機能等の維持・早期再開

○ 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の機能が長期間にわたり停止する事態

- (1) ライフライン事業者間の連携強化
- (2) 施設設備の耐震化・老朽化対策の推進
- (3) 水資源の確保や節水型社会の推進

6-2 汚水処理施設等の機能が長期間にわたり停止する事態

- (1) 汚水処理施設等の防災対策の推進

6-3 基幹的な交通ネットワーク（陸・海）の機能が長期間にわたり停止する事態

- (1) 高速道路や緊急輸送道路等の整備促進
- (2) 避難道路等の整備促進
- (3) 鉄道施設の耐震・安全対策の推進
- (4) 港湾・漁港施設等の整備促進

6-4 防災インフラの機能が長期間にわたり停止する事態

- (1) 情報共有インフラの維持強化

○ 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害が発生する事態

- (1) 市街地の火災対策
- (2) 建物倒壊等による交通麻痺
- (3) 海上・臨海部の広域複合災害対策

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出により、多数の死傷者が発生する事態

- (1) 河川施設等の防災対策
- (2) ため池やダム等の防災対策

7-3 有害物質が拡散・流出する事態

- (1) 有害物質の拡散・流出対策

7-4 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

- (1) 農地・農業水利施設の適切な保全管理
- (2) 森林の荒廃対策

○ 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定及び推進
- (2) 災害廃棄物処理対策

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により、復興できなくなる事態

- (1) 復旧・復興を担う人材等の確保・育成
- (2) 地域コミュニティの活性化

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、有形・無形文化が衰退する事態

- (1) 文化財の防災対策

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 生活再建支援
- (2) 復興計画の作成
- (3) 長期浸水への対策

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等により、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態

- (1) 風評被害等に対する対策

2 リスクシナリオごとの推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等により、多数の死傷者が発生する事態

[火災対策]

- ① 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する。

[住宅・建築物等の耐震化等]

- ② 本市における住宅・建物等の耐震化率は、住宅 77.4% (H25)、特定建築物 74.1% (H28) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。
- ③ 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、市営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。
- ④ 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震化対策も併せて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。

[電柱・ブロック塀等に対する対策]

- ⑤ 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の安全確保を推進する。

[空き家対策]

- ⑥ 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し空き家の除去等を促進する。

[大規模盛土造成地に対する対策]

- ⑦ 大規模地震発生時に、崩壊等のおそれがある大規模盛土造成地を抽出・公表するとともに、マップ等の作成により市民へ情報共有を図る。

[防災対応能力の向上]

- ⑧ 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、豊富な知識や判断力を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。

○主な事業：宅地耐震化推進事業、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業、住宅市街地総合整備促進事業、消防防災施設整備事業、学校施設環境改善交付金事業、保育所等整備交付金事業、次世代育成支援対策施設整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、木造住宅耐震診断・耐震改修事業、

ブロック塀安全対策事業、空き家対策総合支援事業、狭い道路拡幅整備事業、公営住宅ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等（空家再生等推進事業）、公営住宅等長寿命化事業、住宅耐震化促進リフォーム等補助事業、住宅市街地総合整備事業

1－1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 住宅耐震化率	77.4% (H25 年度末)	90.0% (R2 年度)
○ 除却を推進すべき区域内の老朽危険空き家等の除却戸数	48 戸	88 戸 (R6 年度)
○ 街路整備率	47.0%	47.7% (R6 年度)
○ 江之元地区住宅市街地総合整備事業整備率	79.9%	100% (R6 年度)
○ 大規模盛土造成地の抽出・公表	公表済	継続
○ 大規模盛土造成地の安全性の調査	—	100% (R4 年度)
○ 消防車両整備計画に基づく整備更新台数	—	21 台 (R12 年度)
○ 耐震性貯水槽の整備基數	51 基	61 基 (R12 年度)
○ 自主防災組織数	134 組織	138 組織 (R3 年度)
○ 防災士育成人数	401 人	521 人 (R3 年度)

1－2 広域にわたる大規模津波等により、多数の死傷者が発生する事態

[南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進]

- ① 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、本市においては、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より県と連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する。

[海岸保全施設等の整備・耐震化等]

- ② 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設については、発生頻度の高い津波等を対象として、耐震

化や嵩上げ、液状化対策等を計画的に進めるとともに、背後地の被害軽減方策を検討する。

[ゼロメートル地帯の安全確保]

- ③ 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。

[水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策]

- ④ 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と操作員の安全確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。

[津波避難路の確保、津波避難計画の策定、早期避難の徹底]

- ⑤ 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（B C P）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める。
- ⑥ 津波からの避難を確実に行うため、津波浸水想定の周知や津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定などの対策を進める。

○主な事業：農山漁村地域整備交付金事業

1－2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 海岸保全施設における防護ラインの整備率 ※二名・長津漁港海岸の護岸等の整備	77.0%	100% (R8 年度)
○ 臨海土地造成における護岸等の整備（城山下臨海土地造成事業）	—	100% (R6 年度)
○ 海拔表示板設置件数	207 件	216 件 (R3 年度)
○ 津波避難ビルの指定箇所数	—	指定検討
○ 津波避難計画の策定	—	R5 年度

1－3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生により、多数の死傷者が発生する事態

[河川堤防やダム等の治水施設の整備]

- ① 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模風水害等に備えるため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。
- ② 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める。
- ③ 台風等風水害による被害が予想される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する。

[土砂災害防止施設の整備]

- ④ 土砂災害警戒区域に立地し老朽化が著しい「太陽の家」の施設更新と防災的機能の充実を図る。
- ⑤ 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。

[農林業保全施設等の整備]

- ⑥ 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備や既存排水施設の適切な維持管理・改築更新を推進する。

[ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練の実施]

- ⑦ 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施するなど、地域の防災力を高める。
- ⑧ 大規模土砂災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関係情報を正確に理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、土砂災害ハザードマップを作成するとともに、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。

○主な事業：防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、急傾斜地崩壊対策事業、がけ崩れ防災対策事業、通常砂防事業、地すべり等防止対策事業

1－3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 簡易ポンプ設置数（浸水対策事業）	4台	継続
○ 簡易ゲート設置数（浸水対策事業）	1門	継続
○ 下水道による雨水整備率（浸水対策事業）	60.8%	70.7% (R5 年度)
○ 内水ハザードマップ作成率（浸水対策事業）	25%	100% (R5 年度)

○ 下水道ストックマネジメント計画策定	処理場・ポンプ場策定済	施設全体策定 (R2 年度)
○ 土砂災害ハザードマップ作成	H27 年度作成	R3 年度更新
○ がけ崩れ防災対策事業（対策数）	35 箇所	46 箇所 (R6 年度)
○ 太陽の家の施設更新（基本計画・実施計画・施設建設）の進捗率	0%	100% (R5 年度)
○ 出前講座（防災対策関連）	60 回/年	継続
○ 自主防災組織数	134 組織	138 組織 (R3 年度)
○ 防災士育成人数	401 人	521 人 (R3 年度)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が長期間にわたり停止する事態
[非常用備蓄の促進]
① 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や消防防災センターにて適切に管理する。
② 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置などを進める。
③ 家庭における備蓄や本市の備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。
[支援物資の受入体制等の整備]
④ 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。
⑤ 燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換などを行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。
[エネルギー供給源の多様化の促進]
⑥ エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、

中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

- ⑦ 太陽光発電や夜間電力等を利用し、家庭で使用する電気を繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時必要に応じて活用することができる定置式蓄電池システムの設置を推進する。

[水道設備の耐震化等]

- ⑧ 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める。

2－1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 四国中央市環境基本計画の策定	第二次 (H29 年度)	第三次 (R8 年度)
○ 住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置補助事業 (補助件数)	79 件	継続
○ 防災倉庫箇所数	62 箇所	74 箇所 (R5 年度)
○ 災害時応援協定締結件数	61 件	66 件 (R3 年度)
○ 防災倉庫備蓄率	100%	継続
○ 指定避難所資機材整備率	100%	継続

2－2 山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態

[道路や空路等における防災対策の強化]

- ① 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、消防防災ヘリコプターの装備等の充実を図るとともに、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保、ヘリサインの整備を推進する。また、幹線市道の法面やトンネルの耐震化など陸路の整備を推進する。
- ② 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する。

[孤立集落対策の充実]

- ③ 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。
- ④ 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取り組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し関係機関や市民が参加する訓練を実施する。

○主な事業：道路メンテナンス事業、社会資本整備総合交付金事業

2－2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 道路トンネルの長寿命化修繕計画の策定	—	R2 年度策定
○ 道路トンネル健全性判定Ⅲのトンネル数	0 トンネル (R11 年度)	0 トンネル (R11 年度)
○ 新宮中央線の整備延長	L=1,395m (R6 年度)	L=1,670m (R6 年度)
○ 新法皇トンネルの供用	—	1.8km (設定なし)
○ 防災ヘリ等離着陸場所数	11 箇所 (R12 年度)	13 箇所 (R12 年度)
○ 市防災会議の開催及び県防災訓練への参加	2 回/年	継続

2－3 警察、消防等の被災により、救助・救急活動が遅れる事態

[救助・救急機関等との連携の強化]

- ① 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより、災害対応能力を向上させる。
- ③ 大規模災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る。

[消防施設の資機材等の充実]

- ② 大規模災害時に、救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する。

○主な事業：消防防災施設整備事業

2－3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 消防職員、消防団員の訓練実施	1 回/年 (R3 年度)	2 回/年 (R3 年度)
○ 救命講習の実施	46 回/年	50 回/年 (R3 年度)

○ 出前講座（消防・救命関連）	308 回/年	継続
○ 消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率	80%	100% (R12 年度)
○ 救助工作車両整備台数	1 台	2 台 (R12 年度)

2－4 大量かつ長期間にわたり帰宅困難者が発生する事態

【帰宅困難者等への対策】

- ① 学校等においては、子どもの安否情報を逐次的確に提供できるよう、公衆無線 LAN 環境等の整備を推進する。
- ② 避難場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく。
- ③ 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する。
- ④ 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。

【観光客の帰宅困難対策】

- ⑤ 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携した情報収集に努め、適切な対応が取れるよう対策を進める。

○主な事業：防災・安全交付金事業、道路メンテナンス事業、社会資本整備総合交付金事業

2－4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 跨道橋・跨線橋の健全性判定Ⅲの橋梁数	0 橋	0 橋 (R11 年度)
○ 公衆無線 LAN 整備箇所（公共施設）	38 箇所	50 箇所 (R7 年度)
○ 指定避難所における防災倉庫設置率	71. 3%	85. 1% (R5 年度)
○ 災害時応援協定締結件数	61 件	66 件 (R3 年度)

2－5 医療・保健・福祉関係者の人員不足や支援ルート・エネルギー供給の途絶により、医療・保健・福祉機能が麻痺する事態

[災害拠点病院の整備やドクターへリ等の効率的な運用]

- ① 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターへリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める。

[災害医療体制の充実強化]

- ② 県と連携して災害医療コーディネーターを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る。
- ③ 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る。
- ④ 医療品・医療資機材の供給・調達については、平時から関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。
- ⑤ 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMA T（災害派遣医療チーム）・D P T A（災害派遣精神医療チーム）の受け入れを円滑に行うため、EM I S（広域災害救急医療情報システム）やDMH I S S（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する。

[エネルギー供給の長期途絶対策]

- ⑥ 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置などを進める。

[医療機関等へのルートの確保]

- ⑦ 大規模災害時の医療機関等へのルートを確保するための整備、耐震化を推進する。

○主な事業：社会资本整備総合交付金事業

2－5 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 国道海岸線ほか進入ルートの耐震化率	—	100% (R6 年度)
○ 国道海岸線ほか進入ルートの危険箇所数	1 箇所	0 箇所 (R6 年度)
○ 防災ヘリ等離着陸場所数	11 箇所	13 箇所 (R12 年度)

2－6 被災地における疾病・感染症等が大規模に発生する事態

[疾病・感染症対策、遺体対策等の体制整備]

- ① 大規模災害時における疾病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る。
- ② 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に進める。
- ③ 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。

○主な事業：防災・安全交付金事業

2－6 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 下水道業務継続計画（BCP）	策定済	継続
○ 下水道ストックマネジメント既計画進捗率（処理場・ポンプ場）	2.3%	100% (R5 年度)

2－7 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態

[避難所（福祉避難所を含む）の指定促進、運営体制の支援]

- ① 避難所（福祉避難所を含む）の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える。
- ② 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る。
- ③ 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して、情報提供を行う。

[保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化]

- ④ 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動等を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、D H E A T （災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する。

[「避難所運営マニュアル」の整備]

- ⑤ 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、本市の「避難所運営マニュアル」を参考に、学校や公民館等の管理者、自主防災組織等と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。

2-7 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 認知症サポーターの人数	12,639人 (R5年度)	13,500人 (R5年度)
○ 貯筋体操サークル（集いの場）の実施箇所数	71箇所	100箇所 (R5年度)
○ 自主防災組織数	134組織	138組織 (R3年度)
○ 防災士育成人数	401人	521人 (R3年度)
○ 防災倉庫箇所数	62箇所	74箇所 (R5年度)
○ 避難所運営マニュアル	策定済	継続
○ 避難所運営マニュアル（各施設）	—	R4年度
○ 避難行動要支援者対策（個別支援計画）	—	R4年度

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態

〔業務継続計画（B C P）の作成・推進〕

- ① 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、本市業務継続計画（B C P）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行うとともに、各種研修や訓練を継続して行う。
- ⑩ 老朽化が進む本市施設の長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。

〔災害対策本部の機能強化〕

- ② 本市職員（消防等を含む）が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画を進める。
- ③ 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる警察、消防等と平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。
- ④ 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する。
- ⑤ 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の機能強化や広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、

耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を着実に進める。

[施設の耐震化・ライフラインの確保等]

- ⑥ 大規模災害に備え、公共施設等総合管理計画に基づき、本市施設の耐震化等防災対策を推進する。
- ⑦ 大規模災害時に市の災害対応の拠点となる庁舎や消防施設等において、非常用電源や通信機器などのライフラインの確保対策を進めるとともに、災害対応に必要な資機材等の備蓄等執務環境の整備に努める。

[災害対応マニュアルの整備]

- ⑧ 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む。
- ⑨ 大規模災害に備え締結している他市町との相互応援協定に基づき、他市と連携した防災訓練等を実施し、内容の見直しや詳細なマニュアルを作成するなど、協定の実効性の向上を図る。

○主な事業：防災・安全交付金事業

3－1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 下水道業務継続計画（BCP）	策定済	継続
○ 下水道施設災害支援協定	9 件	継続
○ 下水道ストックマネジメント既計画進捗率（処理場・ポンプ場）	2.3%	100% (R5 年度)
○ 耐震性貯水槽の整備基数	51 基	61 基 (R12 年度)
○ 消防団員数	1,269 人	1,367 人 (R12 年度)
○ 市業務継続計画（BCP）見直し	R1 年度見直し	見直し (R2 年度)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－1 防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺し、通信機能が停止する事態

[災害情報システムの整備・強化]

- ① 大規模災害時に、国や県、県内他市町等の関係機関等と迅速かつ的確な情報収集・伝達を

行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用するとともに、市基幹システムのクラウド化やA I・R P A等新技術の導入による情報処理・収集・共有機能の強化を図る。また、ケーブルテレビ等のケーブル網の光ファイバー化を実施し、データ通信の強度化を図る。

- ② ケーブルテレビネットワーク通信網等の光化を促進することにより、ケーブルテレビネットワーク等を通じて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図る。

[通信事業者との連携強化]

- ③ 大規模災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、情報・通信事業者や関係団体との連携を図るとともに、衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する。

○主な事業：地上基幹放送ネットワーク整備事業、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業、民放ラジオ難聴解消支援業務、ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業

4－1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 衛星携帯電話台数	13 台	継続

4－2 テレビ・ラジオ放送の中止等により、災害情報が伝達不能となる事態

[テレビ・ラジオ放送の中止等対策]

- ① テレビ・ラジオ放送が中止した際にも、市民に対し的確な情報提供ができるよう、防災有線告知システムなど情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）やJアラート（全国瞬時警報システム）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市防災・広報メール等本市SNS等の普及を促進する。

○主な事業：公衆無線LAN環境整備支援事業

4－2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 公衆無線LAN整備箇所（公共施設）	38 箇所	50 箇所 (R7 年度)

○ 防災メール登録者数	3,633 人 (R7 年度)	8,000 人 (R7 年度)
-------------	--------------------	--------------------

4-3 災害時に活用する情報サービス機能が停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〔災害関連情報の伝達手段の多様化〕

- ① 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を促進する。
- ② 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。

〔災害情報伝達訓練の実施〕

- ③ システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、県や報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。

〔適切な避難行動等の呼びかけ等〕

- ④ 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生するおそれがある場合、適切に市民に対し、避難指示（緊急）等が発令できるよう、本市「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定めている発令基準の見直しを行うとともに、発令手順等を取りまとめたマニュアルの作成や確実に市民に伝達できる手段の確保に努める。
- ⑤ 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。

○主な事業：公衆無線LAN環境整備支援事業

4-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 公衆無線LAN整備箇所（公共施設）	38 箇所 (R7 年度)	50 箇所 (R7 年度)
○ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	R1 年度見直し (R2 年度)	見直し (R2 年度)
○ ひとり一人の防災行動計画の公表	H30 年度	継続
○ 県災害情報システムの運用	運用	継続

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態

[サプライチェーンの寸断対策]

- ① 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（B C P）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。
- ② 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する。

[エネルギー供給体制の確保]

- ③ 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、S S 過疎地問題の解決に向けた対策を推進する。

5-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 四国中央市環境基本計画の策定	第二次 (H29 年度)	第三次 (R8 年度)
○ 住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置補助事業 (補助件数)	79 件	継続

5-2 金融サービス等の機能停止により、市民生活・商取引に甚大な影響が及ぶ事態

[金融機関への防災対策の働きかけ]

- ① 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画（B C P）の策定等の災害対策の実施を金融機関へ働きかける。

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等が大幅に低下する事態

[食料等の供給体制の確保]

- ① 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。
- ② 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（B C P）の策定を推進する。

[物流機能等の維持・早期再開]

- ③ 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動ができるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取り組みを推進する。
- ④ 大規模災害時に、緊急輸送路となる国道 11 号川之江三島バイパスの早期整備を図る。
- ⑤ 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震による津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める。

5－3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 国道 11 号川之江三島バイパスの供用延長	L=6. 5km	L=10. 1km

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の機能が長期間にわたり停止する事態

[ライフライン事業者間の連携強化]

- ① 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。

[施設設備の耐震化・老朽化対策の推進]

- ② 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設設備の耐震化・老朽化等防災対策を進める。

[水資源の確保や節水型社会の推進]

- ③ 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。

○主な事業：地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業、防災・安全交付金事業

6－1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 下水道施設災害支援協定	9 件	継続

○ 下水処理場・ポンプ場の耐震化率	25.0%	30.0% (R5年度)
○ 下水道ストックマネジメント計画策定	処理場・ポンプ場 策定済	施設全体策定 (R2年度)
○ 下水道ストックマネジメント既計画進捗率（処理場・ポンプ場）	2.3%	100% (R5年度)
○ 四国中央市環境基本計画の策定	第二次 (H29年度)	第三次 (R8年度)
○ 住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置補助事業（補助件数）	79件	継続

6－2 汚水処理施設等の機能が長期間にわたり停止する事態	
〔汚水処理施設等の防災対策の推進〕	
①	大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（B C P）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。
②	大規模災害に備えて、下水道施設等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・監理を行なうとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。
③	大規模災害に備えて、下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の老朽化対策を順次行なうとともに、大雨時の内水排除や応急対策に必要な防災体制の整備を促進する。
④	浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換と適正な維持管理を促進する。
⑤	し尿収集業者と連携し、大規模災害においても、し尿や浄化槽汚泥の適正な処理体制を整備する。
○主な事業：防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業	

6－2 重要業績指標		
指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 下水処理場・ポンプ場の耐震化率	25.0%	30.0% (R5年度)

○ 下水道ストックマネジメント計画策定	処理場・ポンプ場 策定済	施設全体策定 (R2 年度)
○ 下水道業務継続計画 (BCP)	策定済	継続
○ 下水道施設災害支援協定	9 件	継続
○ 下水道ストックマネジメント既計画進捗率 (処理場・ポンプ場)	2. 3%	100% (R5 年度)
○ 汚水処理人口普及率 (下水道+合併処理浄化槽)	84. 2%	86. 0% (R4 年度)

6－3 基幹的な交通ネットワーク（陸・海）の機能が長期間にわたり停止する事態

[高速道路や緊急輸送道路等の整備促進]

- ① 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替えルートを確保するための検討や各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。
- ② 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救急道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化や橋りょう、トンネル、舗装、法面等の保全を推進する。
- ③ 緊急輸送道路に接続する街路事業（市道塩谷小山線）、住宅密集地の市街地及び公園の整備を促進する。
- ⑦ 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。

[避難道路等の整備促進]

- ④ 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。
- ⑤ 災害により不通となった道路を災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために、県が策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき訓練を行うとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や情報収集・共有等の体制整備を進める。

[鉄道施設の耐震・安全対策の推進]

- ⑥ 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。

[港湾・漁港施設等の整備促進]

- ⑧ 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。

○主な事業：防災：安全交付金事業、道路メンテナンス事業、社会資本整備総合交付金事業

6－3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 道路橋健全性判定IIIの橋梁数	78 橋	35 橋 (R11 年度)
○ 緊急輸送路・主要避難路上の道路橋の耐震化数	6 橋	7 橋 (R11 年度)
○ 道路橋長寿命化修繕計画の見直し	H25 年度策定	R2 年度見直し
○ 道路トンネルの長寿命化修繕計画の策定	—	R2 年度策定
○ 道路トンネル健全性判定IIIのトンネル数	0 トンネル	0 トンネル (R11 年度)
○ 新設市道供用延長（寒川中央線・大町中通り線・上野旧国道線）	—	855m (R7 年度)
○ 国道 11 号川之江三島バイパスの供用延長	L=6. 5km	L=10. 1km
○ 新法皇トンネルの供用	—	1. 8km
○ 避難路となる市道の舗装修繕延長	—	8. 0Km (R6 年度)
○ 市道下具定線法対策（補修）	L=86m	L=298m (R6 年度)
○ 街路事業（市道塩谷小山線供用延長）	L=1, 078m	L=1, 416m (R6 年度)

6－4 防災インフラの機能が長期間にわたり停止する事態

[情報共有インフラの維持強化]

- ① 大規模災害時に、国や県、県内市町等の関係機関等と迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用するとともに、市基幹システムのクラウド化やA I・R P A等新技術の導入による情報処理・収集・共有機能の強化並びに、ケーブルテレビ等のケーブル網の光ファイバー化を実施し、データ通信の強度化を図る。

○主な事業：ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業

6－4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 県災害情報システムの運用	運用	継続
○ 災害時応援協定締結件数	61 件	66 件 (R3 年度)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7－1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害が発生する事態

[市街地の火災対策]

- ① 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。
- ② 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4メートルに満たない狭い道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る。

[建物倒壊等による交通麻痺]

- ③ 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないよう、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。

[海上・臨海部の広域複合災害対策]

- ④ 大規模災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者が必要に応じて取締機関と連携し、対策を進める。

7－1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 狹い道路の拡幅延長	1,203m (H30 年度)	1,923m (R5 年度)

7－2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出により、多数の死傷者が発生する事態

〔河川施設等の防災対策〕

- ① 河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害等の複合災害による被害を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋め立て地の整備を県と連携し、計画的に進める。

〔ため池やダム等の防災対策〕

- ② 大規模地震や集中豪雨により、深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供できる体制を整備する。
- ③ ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したハザードマップを作成する。
- ④ 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震化等の防災対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。

○主な事業：社会資本整備総合交付金事業

7－2 重要業績指標

指標	現状値	目標値 (年度)
○ ため池ハザードマップ作成	51%	83% (R3 年度)

7－3 有害物質が拡散・流出する事態

〔有害物質の拡散・流出対策〕

- ① 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。
- ② 災害時における有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための施設・資機材の整備や訓練、研修を行う。

7－4 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

〔農地・農業水利施設の適切な保全管理〕

- ① 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壤侵食防止等）を確保する。

- ② 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に進める。
- ③ 関係団体が連携して、耕作放棄地の発生防止や解消に向けた取り組みをする。

[森林の荒廃対策]

- ④ 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。
- ⑤ 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくり推進する。
- ⑥ 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。
- ⑦ 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。

○主な事業：鳥獣被害防止総合対策交付金事業

7－4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 農業生産活動等を継続するための活動事業対象農地	約 40ha	約 40ha (現状維持)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8－1 災害廃棄物処理の停滞等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

[災害廃棄物処理計画の策定及び推進]

- ① 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「四国中央市災害廃棄物処理計画」を定期的に見直し、災害廃棄物の処理体制を保持するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。

[災害廃棄物処理対策]

- ② 老朽化した本市のごみ焼却施設の長寿命化を行い、災害時の故障リスクを低減し、災害ごみの円滑な処理を図る。
- ③ 大規模災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。
- ④ 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

8-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 災害時におけるごみ等に係る協定締結件数	0 件	3 件 (R6 年度)
○ 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード予定地の設定	—	策定 (R6 年度)

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により、復興できなくなる事態

〔復旧・復興を担う人材等の確保・育成〕

- ① 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。
- ② インフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材確保・育成を図る。
- ③ 医療・保健活動及び復旧復興に不可欠な労働力の確保のため、労働者の子どもを預かる保育所機能の早期再開の計画と体制づくり整備を図る。
- ④ 社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。

〔地域コミュニティの活性化〕

- ⑤ 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の適切な保全管理や水循環制御機能を維持するとともに、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。
- ⑥ 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業者が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題の解決に取り組むため、市民活動団体等との間で地域協働ネットワークを構築し、災害時にも応用可能な、平時から顔の見える関係づくりを推進する。
- ⑦ 過疎地域においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する。

8－2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ ボランティア市民活動センターへの新規登録者数	109人	1,000人 (R5年度)
○ 自主防災組織数	134組織	138組織 (R3年度)
○ 防災士育成人数	401人	521人 (R3年度)
○ 市防災訓練	1回/年	継続

8－3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、有形・無形文化が衰退する事態

〔文化財の防災対策〕

- ① 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。
- ② 博物館（歴史、芸術、民族、産業、自然科学等）における展示方法や収蔵方法など点検し、展示物や収蔵物の被害を最小限にとどめる。
- ③ 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承と人材を育成する。
- ④ 大規模災害時における被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ保存団体等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練を実施し、災害対応能力の向上と全市的な防災体制の強化を図る。
- ⑤ 過疎地域においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する。

8－3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 出前講座（文化財・史跡・遺跡関連）	10回	30回 (R4年度)

8－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

〔生活再建支援〕

- ① 災害により住宅等をなくした方に速やかに住居が提供できるよう応急仮設住宅の建設や

民間借り上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める。

- ② 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する。
- ③ 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する。
- ④ 被災した宅地や住宅の危険度判定を円滑に進めるため、県と連携して事前に準備を進める。
- ⑤ 仮設住宅等において良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備を進めるとともに、仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れや飼育についても検討する。
- ⑥ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及及び加入を促進する。

[復興計画の作成]

- ⑥ 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考え取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める。

[長期浸水への対策]

- ⑦ 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備や既存排水施設の適切な維持管理・改築更新を推進する。

○主な事業：防災・安全交付金事業

8－4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値 (年度)
○ 簡易ポンプ設置数（浸水対策事業）	4 台	継続
○ 簡易ゲート設置数（浸水対策事業）	1 門	継続
○ 下水道による雨水整備率（浸水対策事業）	60.8%	70.7% (R5 年度)
○ 被災者生活再建システム運用	—	R2 年度

8－5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等により、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態

〔風評被害等に対する対策〕

- ① 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。

第5章 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靭化を進めるため、人命保護を最優先に、強靭化に資する緊急性や効果の大きさ等を踏まえ、次の表内の番号に二重下線を付している15の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点化プログラムとして設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	<u>1-1</u>	巨大地震による建物等の倒壊や火災等により、多数の死傷者が発生する事態
		<u>1-2</u>	広域にわたる大規模津波等により、多数の死傷者が発生する事態
		<u>1-3</u>	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生により、多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	<u>2-1</u>	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が長期間にわたり停止する事態
		<u>2-2</u>	山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態
		<u>2-3</u>	警察、消防等の被災により、救助・救急活動が遅れる事態
		<u>2-4</u>	大量かつ長期間にわたり帰宅困難者が発生する事態
		<u>2-5</u>	医療・保健・福祉関係者の人員不足や支援ルート・エネルギー供給の途絶により、医療・保健・福祉機能が麻痺する事態
		<u>2-6</u>	被災地における疾病・感染症等が大規模に発生する事態
		<u>2-7</u>	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	<u>3-1</u>	市職員不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態

		4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺し、通信機能が停止する事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により、災害情報が伝達不能となる事態
		4-3	災害時に活用する情報サービス機能が停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態
		5-2	金融サービス等の機能停止により、市民生活・商取引に甚大な影響が及ぶ事態
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等が大幅に低下する事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-2	汚水処理施設等の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-3	基幹的な交通ネットワーク（陸・海）の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-4	防災インフラの機能が長期間にわたり停止する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害が発生する事態
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出により、多数の死傷者が発生する事態
		7-3	有害物質が拡散・流出する事態
		7-4	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により、復興できなくなる事態

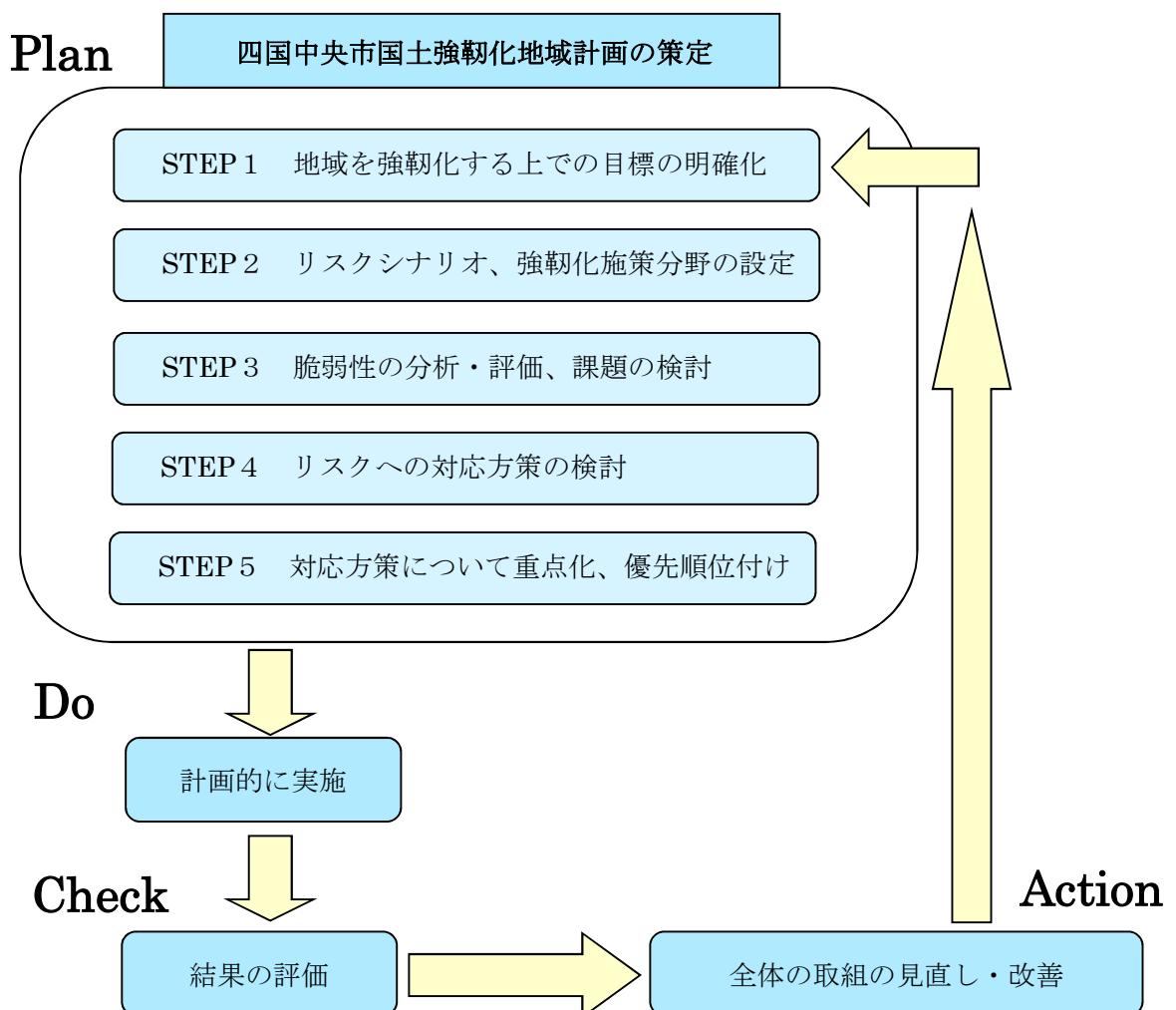
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、有形・無形文化が衰退する事態
		8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等により、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態

第6章 計画の推進

強靭化の施策を総合的・計画的に推進するため、次のとおり P D C A サイクルを繰り返し実施していくこととする。

◆ 基本的な進め方

- 1 地域を強靭化する上での明確化（事前に備えるべき目標の設定）
- 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定、強靭化施策分野の設定
- 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- 4 リスクへの対応方策の検討
- 5 対応方策について重点化、優先順位付けを行い計画的に実施
- 6 その結果を評価し、全体の取組の見直し・改善



○用語解説

あ行	
アンブレラ計画	傘（アンブレラ）のように、既存の関連計画を包含し、これら計画の指針となる計画のこと。
E M I S（広域災害救急医療情報システム）	広域災害救急医療情報システム（E M I S）は、「Emergency Medical Information System」の略（イーミス）で、災害時に、都道府県を超えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域における適切な医療・救護に関わる情報を集約・提供するシステムのこと。
インフラメンテナンス	社会資本（道路・港湾・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設）の維持管理・老朽化対策のこと。
A I ・ R P A	A I は「Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）」の略で、「人工知能」といわれ、ビッグデータとよばれる膨大なデータベースをもとに、コンピュータが自ら判断する仕組みをいう。R P A（Robotic Process Automation）（ロボティック・プロセス・オートメーション）は、ロボットによる業務自動化の取り組みを表す言葉で「デジタルレイバー（Digital Labor）」や「仮想知的労働者」とも呼ばれる。業務をパソコンやサーバ上にあるソフトウェア型のロボットで代行・業務自動化することをいう。
S S 過疎地	近隣にS S（サービスステーション）が少ない又は無い地域で、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送等に支障を来す恐れがある地域のこと。
L アラート（災害情報共有システム）	地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムのこと。
か行	
緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいう。
業務継続計画（B C P）	業務継続計画（B C P）とは、「Business Continuity Plan」の略で、企業等においては事業継続計画、行政等においては業務継続計画と呼ばれる。企業等においては、災害時に特定

	<p>された重要な業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合には、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業等を守るための経営戦略のことであり、計画に基づき、バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替等の対策を実施する。なお、ここでいう計画とは、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられており、マネジメントを強調する場合は、BCM (Business Continuity Management) とする場合もある。</p> <p>一方、行政等においては、災害時に、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておく計画を業務継続計画と呼んでいる。</p>
さ行	
災害医療コーディネーター	大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言したり、医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う医師をいう。
サプライチェーン	原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称で、本計画では、災害時に必要となる物資の流れをいう。
深層崩壊	山地などの傾斜地が豪雨などにより、深部から岩盤ごと崩壊する現象をいう。土石流としてそのまま流れ下ったり、天然ダムを形成して決壊・氾濫という二次災害を引き起こしたりする。
Jアラート（全国瞬時警報システム）	大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体等に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された防災行政無線や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民に緊急情報を伝達するシステムのこと。
重要業績指標	重要業績指標（KPI）は、「Key Performance Indicators」の略で、目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。現況を指し示す様々な指標の中から、進捗を表現するのに適して

	いると思われるものを選択して、継続的に測定・監視し、その指標を向上するための改善等を行っていく。
ストックマネジメント	施設全体の中長期的な状態の予測をもとに既存施設の有効活用や長寿命化を図る持続的・実行的な技術体系および管理手法のこと。
た行	
タイムライン(防災行動計画)	タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。
D P A T (災害派遣精神医療チーム)	災害派遣精神医療チーム (D P A T) は、「Disaster Psychiatric Assistance Team」の略 (ディーパット) で、自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチームのこと。
D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム)	災害時健康危機管理支援チーム (D H E A T) は、「Disaster Health Emergency Assistance Team」の略 (ディーヒート) で、大規模自然災害等の発生時に、被災地で保健医療支援活動に必要な情報を収集・評価し、地方公共団体の健康危機管理活動を支援する公衆衛生対策の専門家チームをいう。公衆衛生医師・保健師・業務調整員のほか、薬剤師・獣医師・管理栄養士・精神保健福祉士・臨床心理技術者などで構成され、専門的な研修・訓練を受けた後、各都道府県に登録される。
D M A T (災害派遣医療チーム)	災害派遣医療チーム (D M A T) は、「Disaster Medical Assistance Team」の略 (ディーマット) で、医師、看護師、業務調整員で構成される機動性をもった専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期 (おおむね 48 時間以内) の活動を行う。
D M H I S S (災害精神保健医療情報支援システム)	災害精神保健医療情報支援システム (D M H I S S) は、「Disaster Mental Health Information Support System」の略 (ディーミス) で、災害時に、災害派遣精神医療チーム (D P A T) の派遣要請や派遣先割当機能、活動記録等を担うインターネット上で行うシステムのこと。
道路啓開 (どうろけいかい)	災害時に、人命救助や緊急物資の輸送等を行うための緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正等を行うことにより、救援ルートを開けること。

な行	
内水（ないすい）	河川について、堤防を境界として、人が居住する外側（河川側）を堤外地、居住する側を堤内地と呼んでおり、河川の水を外水、外水の氾濫によって水害が生じた場合を外水氾濫と呼び、河川に関わりなく排水が追いつかないために水が敷地内にあふれた水を内水、内水の氾濫によって水害が生じた場合を内水氾濫と呼ぶ。
南海トラフ地震	南海トラフ沿いで発生するM 8～9のプレート境界地震で、これまで100～150年周期で繰り返し発生している。このうち、最新の科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすものを、特に「南海トラフ巨大地震」という。
は行	
ハザードマップ	各地域における状況に合わせ、地震や土砂災害、浸水等の自然災害による被害を予測し、避難等の情報を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示される。
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く)のこと。太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生が可能である。
被災者生活再建システム	自治体が行う「罹災証明書発行」等の被災者生活再建支援業務を総合的に支援するシステムであり、これにより罹災証明書の迅速な発行を実現し、被災者が速やかに支援金、義援金、保険金、仮設住宅等の支援を受けることができる環境を整備するシステムのこと。
P D C A	P D C Aとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、計画から改善までの4段階を繰り返すことによって、継続的に品質を管理するための手法のことをいう。
フランチャイズチェーン	企業本部が加盟店に対し、商号・商標の使用を許諾とともにノウハウを供与し、あわせて一定地域内における独占的販売権を与え、その見返りに特約料を徴収するという小売形態。また、その加盟店をいう。

ヘリサイン	公共施設の屋上に書かれた施設名などの表示で、災害時に、ヘリコプターで救助や物資運搬をする際の目印となるものという。
ホイスト	ヘリコプターから救助隊員（特殊救難隊員や機動救難士）を降下させ、遭難している人々を確保し、ヘリコプターへ吊り上げる器具のこと。
防災士	自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証した人のこと。
ま行	
民間プローブ交通情報	個々の自動車が実際に走行した位置や走行速度をもとにした道路交通情報のこと。
ら行	
ライフライン	市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステムの総称のこと。
リスクコミュニケーション	防災において、自治体、防災関係機関、防災専門家、民間事業者、自主防災組織、住民等の関係者が、大規模自然災害等のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ること。
陸閘（りっこう）	河川や海岸線における堤防・防潮堤等において、通常時は生活のため通行できるよう、堤防等を途切れさせていたる施設のこと。増水や津波・高潮時には、ゲート等により閉鎖し、暫定的に堤防・防潮堤等の役割を果たす。

四国中央市国土強靭化地域計画

令和2年8月

編集・発行 四国中央市
総務部防災まちづくり推進課
郵便番号 799-0497
愛媛県四国中央市三島宮川四丁目6番55号
TEL 0896-28-6934（直通）
FAX 0896-28-6057
<http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>